地球の未来 ここから始めよう

第2次 豊橋市環境基本計画改訂版

概 要 版

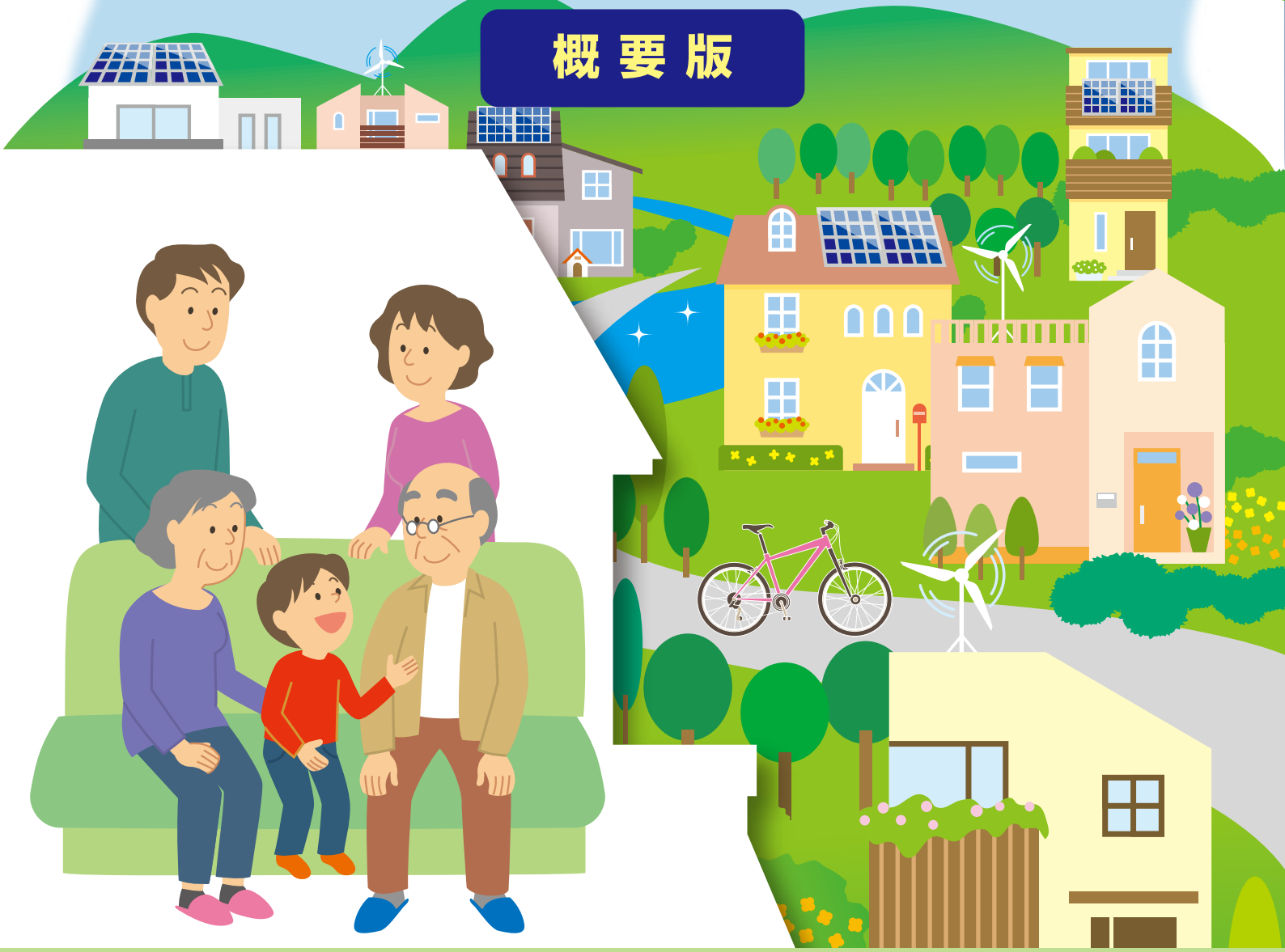

計画の基本的な考え方

計画策定の背景

第2次豊橋市環境基本計画は、人と自然とが共生できる恵み豊かな環境を創造し、将来の世代に継承していくために、環境の保全に関する取り組みを総合的、計画的に進めるため、平成23年3月に策定したものです。

その後、東日本大震災の影響などにより、市民・事業者の意識や社会経済状況は大きく変化したことから、計画をより効果的に推進するため、改訂を行いました。

計画（改訂版）の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

計画の目指すもの

基本理念 地球の未来 ここから始めよう

地球温暖化や生物多様性など、地球規模の問題が大きくクローズアップされており、本市の環境施策の推進においても、その問題を無視することはできません。むしろ、地球規模の環境に対する影響を考えなければ、本市の環境施策を進めることは困難だともいえます。それは、市民・事業者においても同じです。身近な環境は、日本の環境、ひいては地球の環境につながっているのです。

そこで、環境に対する大局的な認識を共有して、自分たちができる、また、なすべき環境活動に取り組むことを宣言するとともに、市民・事業者に対し、その環境意識を高め、環境活動を実践することを呼びかける、いわば行動指針といえるこの言葉を、本計画の基本理念とします。

環境像 未来へつなぐ 豊かな心と自然が織りなすハーモニー

人の豊かな心は、将来の世代や環境への思いやりをはぐくみ、環境を保全する意識・行動のきっかけとなります。また、うるおいある生活や人の心の豊かさを生み出す基盤は、様々な自然の恵みです。豊かな心と自然は、互いに働きかけ、高めあっていきます。これらが調和することで、人と自然が共生し、未来に持続し、将来の世代に継承できる豊かな環境が生み出されていきます。

このような、人の内なる心と環境そのものである自然の共生、そして、これらの将来の世代への継承が、本市の理想とする環境です。

環境目標

◉基本理念や環境像を実現するために、次の5つの目標を定めます。

環境目標Ⅰ●低炭素社会の実現により保全する地球環境

環境に配慮したエネルギー利用や、自動車と公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるライフスタイルの推進など、地球温暖化対策を進め、二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会を実現することにより、恵まれた環境を将来の世代に継承し、地球環境の保全に寄与することを目指します。

環境目標Ⅱ●多様な生物が生息し、人と共生する自然環境

本市は、三河湾と太平洋に面し、豊川や梅田川などの河川が流れ、弓張山地の緑豊かな山並や、広大な農地、数多くのため池などの恵まれた自然環境を有しており、多種多様な生物が生息しています。私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらすこの自然環境を、かけがえのないものとして将来にわたって保全し、人と自然が共生できる社会を目指します。

環境目標Ⅲ●資源を大切にし、循環を基調とする社会環境

大量生産･大量消費そして大量投棄の社会は、私たちの暮らしを便利にする一方で、環境に大きな負荷をかけてきました。530運動発祥のまちである本市は、廃棄物の発生抑制･再使用･再生利用及び資源の有効利用を進め、持続的な発展が可能となるよう、循環を基調とする社会環境の形成を目指します。

環境目標Ⅳ●健全で快適な生活環境

大気や水、土壌などが良好な状態に保たれていることは、私たちが健全で快適な生活を続けていく上で、また、恵まれた自然環境を保全していく上で欠かせない要素です。大気汚染や騒音･振動、水質汚濁、その他生活環境に悪影響を及ぼす有害化学物質による汚染などに対する監視や防止対策を進め、私たちの生活環境を保全するとともに、健全で快適なゆとりある生活空間を創出することを目指します。

環境目標Ⅴ●環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境

環境の保全は、私たちの心にある環境に対する「意識」とそれを実践しようとする「知恵」によりなされるものです。環境保全に関する教育や啓発を進めることで、私たち一人ひとりの環境に対する意識を高めるとともに、市民活動などを通じて地域の文化を守り、継承し、自然や将来世代を思いやる知恵をはぐくむ文化環境の形成を目指します。

代表的な取り組み

◉環境目標ごとに、代表的な取り組みを紹介します。

環境目標Ⅰ●低炭素社会の実現により保全する地球環境

基本施策
Ⅰ−1●環境に配慮したエネルギーの利用促進
Ⅰ−2●エコモビリティライフの推進

次世代自動車等普及促進事業

電気自動車、燃料電池自動車、電動バイク等の購入者への助成を行うとともに、充電設備の整備を行い、次世代自動車等の普及を促進します。

家庭用エネルギー設備等導入促進事業

太陽光発電システム、燃料電池システム、ホームエネルギーマネジメントシステム、リチウムイオン蓄電池の設置者に対して、設置費の一部を助成します。

自転車活用の推進

市民の自転車に関する意識啓発に努めるとともに、自転車の利用環境の整備や安全利用の促進により、自転車の活用を推進します。

環境目標Ⅱ●多様な生物が生息し、人と共生する自然環境

基本施策
Ⅱ−1●生物多様性の保全　Ⅱ−2●森林の保全と利用の促進
Ⅱ−3●河川･海岸･ため池の保全　Ⅱ−4●農地の保全　Ⅱ−5●水と緑のネットワークの充実

葦毛湿原大規模植生回復

遷移の進んだ湿地の回復と生物多様性の確保を目的に、大規模な植生回復作業、小規模実験、経過観察を行うとともに、侵出植物･外来種の除去を行い、観察会を実施します。

林道維持管理事業

林道網の整備、維持管理を行うことで、適正な森林保全を促進するとともに、ハイキングや森林浴など森林を有効活用するアクセス路としての活用を図ります。

干潟保全実践プロジェクト

干潟の重要性を広く認識し、三河湾の保全と再生の意識を将来へ継承するため、環境学習の場、親水の場を提供し、環境と調和した三河湾を再生･創造します。

環境目標Ⅲ●資源を大切にし、循環を基調とする社会環境

基本施策
Ⅲ−1●ごみ減量の推進　Ⅲ−2●リユース・リサイクルの推進
Ⅲ−3●環境美化活動の促進　Ⅲ−4●水資源の節約と有効利用

指定ごみ袋制度の導入

家庭ごみの一部を対象に指定ごみ袋制度を導入し、ごみ分別やごみ出しマナーの徹底などを図ります。

バイオマス資源利活用施設整備・運営事業

生ごみ、し尿・浄化槽汚泥や下水汚泥をメタン発酵処理し、再生可能エネルギーであるバイオガスを発生させ発電を行います。

不法投棄対策の強化

廃棄物の不法投棄を防止又は早期発見するため、パトロールを実施するとともに、監視カメラの増設などにより監視体制の強化を図ります。

環境目標Ⅳ●健全で快適な生活環境

基本施策
Ⅳ−1●大気環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止　Ⅳ−2●水環境及び土壌・地盤環境の保全
Ⅳ−3●ゆとりある生活空間の創出　Ⅳ−4●ヒートアイランド対策の推進

微小粒子状物質常時監視調査

微小粒子状物質（PM2.5）の汚染状況を適切に把握するため、常時監視を行います。

エコドライブの推進

エコドライブの普及のため、事業者や市民に広く啓発を行うとともに、エコドライブ講習会を行います。

公営住宅建替に伴う緑化推進事業

景観への配慮や、住民へのゆとりある生活空間の創出のため、公営住宅建替時に植栽工事を実施し緑化を推進します。

環境目標Ⅴ●環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境

基本施策
Ⅴ−1●環境に関する教育啓発の推進　Ⅴ−2●環境保全活動の推進
Ⅴ−3●文化の継承と活用

教育普及活動事業

身近な生き物や自然をテーマにした企画展、学習教室、出前授業等の実施により、市民の自然環境への理解を促進します。

地域資源回収団体奨励事業

ごみの減量及び資源化を図るため、各種団体が自主的に実施している地域資源回収活動に対して奨励金を交付します。

郷土学習の推進

児童生徒が郷土への関心を深め、郷土を愛し、郷土に誇りをもつことができるよう、学校や校区の実情に応じた郷土学習を実施します。

環境に配慮した行動の例 日常生活編

環境の保全について、私たちが、日常の生活の中で配慮すべき行動の例を紹介します。

1 生活排水

河川や三河湾の水質をきれいな状態に保つためには、家庭から汚れた生活排水を流さないように努めることが必要です。

野菜くずや食べ残しを流さずごみとして出す

2 ごみ分別

ごみを減らし、資源として循環させるには、一人ひとりが、ごみの出し方に配慮することが必要です。

古紙や布などは資源回収やリサイクルステーションなどに出す

3 環境美化・緑化

緑ゆたかで住みやすいまちを維持していくためには、一人ひとりが、マナーの向上を心がけるとともに、家庭での緑化に努める必要があります。

たばこやごみのポイ捨てをしない

4 水道・ガス

本市の水源である豊川水系の自然を将来にわたって豊かに保っていくためには、一人ひとりが、無駄のない水道の使用を心がけることが必要です。

雨水貯留槽を設置するなど、雨水を有効に利用する

5 電気器具

一人ひとりが、無駄なエネルギーの使用を控えるように普段の行動を見直し、一人1日1kgのCO_2削減を目指して、エコライフの実践を心がけましょう。

エネルギー効率のよい電気器具やガス器具を使う

6 食品や日用品・住宅

一人ひとりが、ごみの減量を心がける必要があります。また、住まいや家具の使用についても環境に配慮することが必要です。

買い物の際は、マイバッグを持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

7 交通・自動車

自動車に過度に依存している現状を見直し、公共交通の利用や、徒歩や自転車での移動に切り替えていく必要があります。

短距離の移動は徒歩や自転車、電動アシスト自転車に切り替える

8 環境学習・社会活動・地域活動

一人ひとりが、環境に関する情報を収集し、高い意欲を持って自ら考え行動することが必要です。

530運動などの環境保全活動に参加・協力する

環境に配慮した行動の例 事業活動編

環境の保全について、事業者の方々が、事業活動において配慮すべき行動の例を紹介します。

1 公害

ほとんど全ての項目で環境基準を達成していますが、今後も各種規制を守り、公害防止に取り組んでいく必要があります。

大気への排出規制を守る

2 環境汚染

事業者は供給と消費の双方の立場にあることを認識し、あらゆる業種・場面において汚染防止に取り組む必要があります。

廃棄物の管理や適正処理を徹底する

3 緑化

ベランダや屋上、壁面の植栽や、工場などの敷地内を緑化するなど、積極的に草木を育て、地域の緑化に参加してください。

ベランダ、屋上や壁面を緑化する

4 水資源・森林資源

水資源の持続的な利用や国内外の森林保全のため、節水や森林資源の節約に取り組んでいく必要があります。

ペーパーレス化を進めるなど、紙の消費を抑える

5 廃棄物の減量

事業者は、大量生産と大量消費の双方の立場にあることを認識し、あらゆる業種・場面において廃棄物の減量に取り組んでいく必要があります。

オフィスのごみ分別を徹底する

6 オフィスの省エネルギー化

事業者は、エネルギーの大量消費者ということを認識し、エネルギー消費の削減や、環境負荷の小さなエネルギーへの転換に取り組んでいく必要があります。

省エネ型の照明や事務機器を導入する

7 移動・輸送

自動車に過度に依存している現状を見直し、従業員の通勤や出張の交通手段、原材料や製品の輸送過程を見直す必要があります。

マイカー通勤の自粛を呼びかけ、エコ通勤を進める

8 環境学習や地域活動

地域への貢献度を高めるために、地域における環境保全活動への参加や協力を積極的に行う必要があります。

地域の環境保全活動への参加や支援を行う

各主体の役割

環境基本計画を推進するためには、市をはじめとして、市民、事業者といった各主体が環境の保全に対する責務を認識し、それぞれの立場において、又は協働によって、環境への負荷を低減するための取り組みを進める必要があります。

市の役割

- 市は、環境の保全に関し、地域の特性を活かした基本的かつ総合的な施策を策定し、市民･事業者の協力を得ながら、又は協働しながらこれを実施します。施策の策定にあたっては、市民･事業者に対して、必要な情報の提供に努めるとともに、計画段階からの参加を求めます。
- 市は、施策の策定及び実施にあたり、広域的な取り組みが必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。

市民の役割

- 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- 市民は、地域の特性を活かした環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は市や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。

事業者の役割

- 事業者は、事業活動を行うにあたって、事業活動に伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。また、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。
- 事業者は、事業活動に関し、地域社会の一員として地域の環境に十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は市や市民と協働して環境の保全に取り組みます。

第2次豊橋市環境基本計画改訂版　概要版

平成28年3月

豊橋市　環境部　環境政策課（〒440-8501 豊橋市今橋町1番地）

電 話●**0532（51）2399**

メール●kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp

H　P●http://www.city.toyohashi.lg.jp/25595.htm